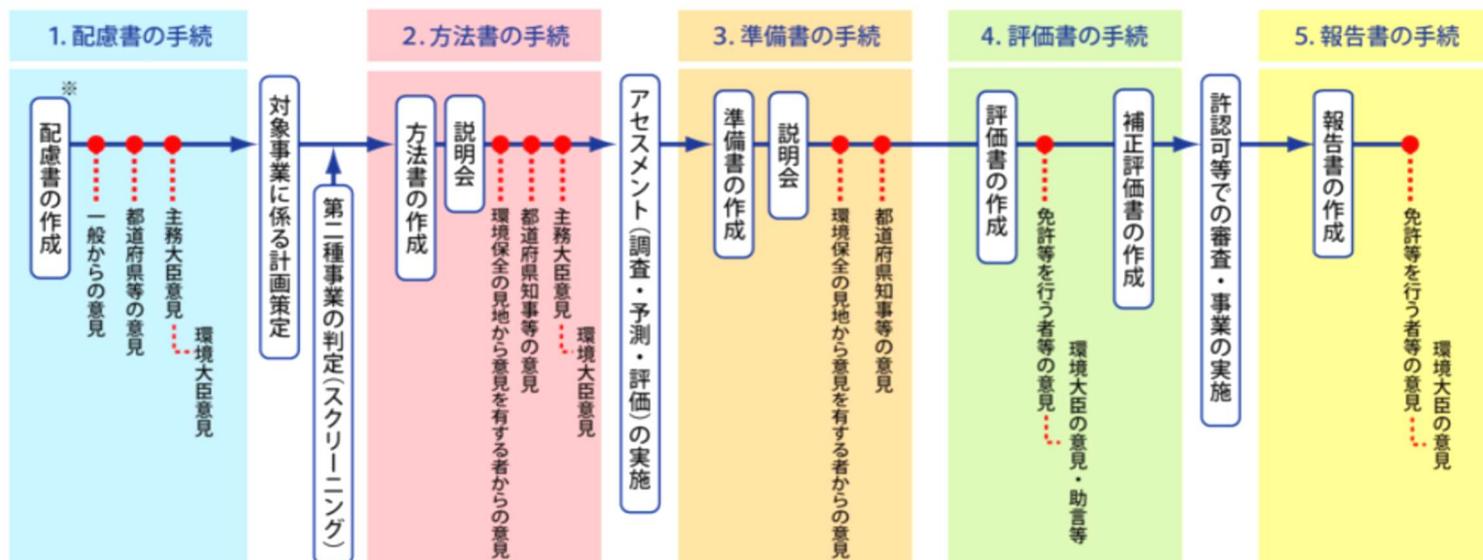


【補論2】環境アセスメント法の問題点

(1) 環境影響評価法による環境アセスメントの手続き



(2) 市民の関与

市民が関与できるのは次のとおりである。

- ① 方法書（環境影響評価方法書）と準備書（環境影響評価準備書）の説明会で事業者に対して質問を行うこと
- ② 方法書と準備書に対して意見を提出すること（パブリックコメント）
- ③ 配慮書（計画段階環境配慮書）が作成される場合は意見を提出すること（ただし、配慮書への意見聴取は事業者の努力目標）

パブリックコメントが行われるものの、意見の要約に対して事業者の考え方が示されるだけであり、事業の内容の基本が変更されることはない。環境アセスのパブリックコメントも事業推進のための通過儀式になっている。

(3) 公聴会がない

自治体の環境アセス条例は公聴会を義務付けていることが多いが、環境アセス法による環境アセスメントの手続きでは公聴会が一切ない。

(4) 配慮書（計画段階環境配慮書）

欧米では実施されている戦略的環境アセスを導入するため、環境影響評価法が2011年4月に改正された（2013年4月から施行）。

戦略的環境アセスは「計画段階環境配慮」という名称になったが、事業計画の内容が固まる前の早い段階（位置や規模等の検討段階）、すなわち、事業実施段階に至るまでの意思形成過程の段階（戦略的な段階）で行う環境アセスメントである。環境の観点から代替案との比較を行いながら、環境への影響が少ない事業となるよう検討を行い、その結果を公表することを義務づけたものである。

しかし、実際に計画段階環境配慮で当該事業が選択されないことはなく、このアセスが本当に機能しているのか、検証が必要である。

特に問題とすべきは河川・ダム事業の場合である。河川整備計画がすでに策定されている場合は、国土交通省の要求により、それを計画段階環境配慮とみなすことになっており、河川・ダム事業については計画段階環境配慮が実施されないことになっている。環境面の視点が乏しい河川整備計画を計画段階環境配慮とみなすのは無理がある。このことを含めて、計画段階環境配慮の制度を根本から見直す必要がある。

（５）現在進行中の事業は古い環境アセス制度による評価

法律は過去に遡及して適用されないため、現在進行中の事業は古い環境アセス制度で評価が行われていることが多い。

例えば、八ッ場ダムは1985年12月に建設省の通達に基づく環境アセスメントが行われただけである。環境影響評価法の施行時（1997年12月）にはダム基本計画が1986年にすでに策定されていたという理由で、環境影響評価法に基づくアセスをパスしている。

（６）まとめ

環境アセスの制度が整備されてきても、ダム等の公共事業の抑制にはほとんど寄与していない。市民が意見を出せるのは方法書、準備書に対するパブリックコメントだけであり、それらはほとんどの場合、通過儀式で終わっている。

環境アセスのため、膨大な環境調査資料がつくられ、環境調査会社が大いに潤っているが、その膨大な調査資料が公共事業の見直しにはほとんど生かされていない。